

2022年8月12日

株式会社 eWeLL

代表取締役社長 中野 剛人

問合せ先： 管理本部 06-6271-9333

証券コード：5038

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、継続企業として収益の拡大と企業価値の向上のためにはコーポレート・ガバナンスの強化が重要であると考えており、経営の効率性、透明性、健全性を確保できる経営管理体制を確立することをコーポレート・ガバナンスの基本としてその強化に取り組んでまいります。

Mission「ひとを幸せにする」、Vision「私たちは在宅療養に新しい価値の創造を行い、すべての人が安心して暮らせる社会を実現します」を企業理念とし、社会における企業の責務を認識し、各種サービスを通じた社会貢献、当社を取り巻く利害関係者の調和ある利益の実現に取り組んでまいります。これらの取組みにより、当社を取り巻く経営環境の変化に速やかに対処できる業務執行体制を確立し、ステークホルダーに対しては透明性および健全性の高い企業経営が実現できるものと考えております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードにおける基本原則をすべて実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

#### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
中野 剛人	2,887,500	41.9
住友商事株式会社	1,033,500	15.0
合同会社RSPファンド6号	979,500	14.2
北村亜沙子	750,000	10.9
島田亨	412,500	6.0
松下智樹	372,000	5.4
SMB Cベンチャーキャピタル3号投資事業有限責任組合	258,000	3.7
株式会社シグマクシス・インベストメント	102,000	1.5
江尻裕一	49,500	0.7
中尾 充	30,000	0.4

支配株主（親会社を除く）名	—
---------------	---

親会社名	—
親会社の上場取引所	—

補足説明

—
---

3. 企業属性

上場予定市場区分	グロース
決算期	12月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—
---

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—
---

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	3名以上10名以内
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	代表取締役社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	K	
島田 亨	他の会社の出身者												

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
島田 亨	○	社外取締役島田 亨氏は、当社普通株式の発行済株式総数の6.0%を保有しておりますが、島田氏は当社の主要株主には該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考えているため、独立性があると判断しております。	<p>〈社外取締役選任理由〉</p> <p>複数の企業で代表取締役等を歴任するなど、経営全般およびインターネットサービス分野について豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営に対し助言・監督する適切な人材と判断し社外取締役として選任しております。</p> <p>〈独立役員指定の理由〉</p> <p>東京証券取引所が定める独立性基準に抵触しておらず、独立役員としての独立性、客観性は十分確保されており適任であると判断し、独立役員として指定しております。</p>

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

指名委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			（任意）指名・報酬委員会			
全委員 （名）	常勤委員 （名）	社内取締役 （名）	社外取締役 （名）	社内有識者 （名）	その他 （名）	委員長 （議長）
3	0	2	1	0	0	社内取締役

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			（任意）指名・報酬委員会			
全委員 （名）	常勤委員 （名）	社内取締役 （名）	社外取締役 （名）	社内有識者 （名）	その他 （名）	委員長 （議長）
3	0	2	1	0	0	社内取締役

補足説明

指名報酬委員会は設置しておりますが、社外役員が過半数ではありません。現状の規模等を考慮し現在の体制（社内取締役2名＋社外取締役1名）としておりますが、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公平性・透明性・客観性の確保に貢献していると考えております。社外役員が過半数となるようなさらなるガバナンスの向上については、今後の検討すべき事項と考えております。

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	3名以上5名以内
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人および内部監査担当は、定期的な会合を開催し情報共有を行い、それぞれの監査計画の共有や監査実施状況の報告等を行うことで連携を深め、監査の実効性の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		A	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松山治幸	公認会計士													
平田精作	他の会社の出身者													
清水俊順	弁護士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松山治幸	○	—	<p>〈社外監査役選任理由〉</p> <p>公認会計士であり会計の専門家の観点から、当社経営に関して中立的な立場からの助言、偏りのない経営の監督・監視を行うために適任であると判断いたしました。</p> <p>〈独立役員指定の理由〉</p> <p>東京証券取引所が定める独立性基準に抵触しておらず、独立役員としての独立性、客観性は十分確保されており適任であると判断し、独立役員として指定しております。</p>
平田精作		—	<p>〈社外監査役選任理由〉</p> <p>他社での監査経験から当社経営に関して中立的な立場からの助言、偏りのない経営の監督・監視を行うために適任であると判断いたしました。</p>

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
清水俊順	○	—	<p>〈社外監査役選任理由〉</p> <p>弁護士であり法律の専門家の観点から、当社経営に関して中立的な立場からの助言、偏りのない経営の監督・監視を行うために適任であると判断いたしました。</p> <p>〈独立役員指定の理由〉</p> <p>東京証券取引所が定める独立性基準に抵触しておらず、独立役員としての独立性、客観性は十分確保されており適任であると判断し、独立役員として指定しております。</p>

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員のうち、当社の定める独立役員選任基準に該当する者を独立役員に指定しております。
--

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入／ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

業績向上への意欲や士気を高め、中長期的な株式価値の向上を目的として導入しております。
--

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

当社の業績ならびに企業価値向上に対する意欲を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております
--

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬の総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の開示は行っておりません。取締役および監査役の報酬等は、それぞれ役員区分ごとに総額を開示しております。
---

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、2013年8月29日開催の定時株主総会において報酬総額限度額を取締役は年額500,000千円、2022年3月17日開催の定時株主総会において監査役は年額20,000千円と決議しております。

I. 基本方針

当社の取締役の報酬等は、現金による月齢報酬のみで構成し、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するように株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを方針とする。

具体的には、報酬は固定報酬としての基本報酬および業績連動報酬等により構成することとする。

II. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

III. 業績連動報酬等の算定方法の決定に関する方針

（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績目標値を達成した場合のみ賞与として事業年度終了後3ヶ月以内に年1回支給するものとする。

業績賞与として支給する額は、毎年期末決算発表時に業績予測として公表する営業利益に対して、実績の営業利益が上回った場合、当該上回る金額の30%を上限として各取締役への支給額を決定する。

ただし、個人別報酬総額（年額）を超えない額を上限とする。

IV. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、報酬委員会において検討を行う。

基本報酬の額と業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合は、業績連動報酬の額によって変動するものとし、業績連動報酬の額に応じ、固定報酬は100%から概ね50%、業績連動報酬は0%から概ね50%となります。

V. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、特定の意見が反映されることを避けるため、取締役会において定めた職位別の報酬レンジを元に、報酬委員会において協議のうえ決定することとする。

また、賞与を支給する場合においても報酬委員会において個人別の額を協議のうえ決定することとする。

各監査役の報酬は固定報酬のみであり、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、職務の内容等を勘案し、監査役会において決定しております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役へのサポートは、管理本部にて行っております。取締役会の資料は、管理本部より原則として開催日の3日前までに配布し、社外取締役および社外監査役が十分な検討をする時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。なお、重要会議の議事、結果については、取締役会資料に記載し、管理本部長より社外取締役、社外監査役が参加する取締役会において報告しております。また、社外監査役に対しては、常勤監査役より監査役監査、会計監査、内部監査間の情報共有を促進しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

## (a) 取締役会

取締役会は、原則として毎月1回定期的に開催し、経営の最高意思決定機関として重要な経営事項の審議および意思決定を行います。また、迅速な意思決定が必要な課題が生じた場合には、適宜、臨時取締役会を開催することとなっております。また、取締役会にはすべての監査役が出席し、取締役の職務執行の状況を監査できる体制となっております。

(議長：代表取締役社長中野剛人、その他構成員：北村亜沙子取締役、浦吉修取締役、島田亨社外取締役、増田芳宏常勤監査役、松山治幸社外監査役、平田精作社外監査役、清水俊順社外監査役)

## (b) 監査役会

監査役会は、原則として毎月1回の定期的な開催に加え、重要な事項等が発生した場合には、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。社外監査役には公認会計士や弁護士がおり、職業倫理の観点からも経営監視を実施していくこととしております。

(議長：増田芳宏常勤監査役、その他構成員：松山治幸社外監査役、平田精作社外監査役、清水俊順社外監査役)

## (c) 経営会議

経営会議は、取締役会へ上程する議題、業績に関する進捗状況および今後の業績見込み等について、協議および審議を行っております。

原則として月1回の定期開催を行っております。

(議長：代表取締役社長中野剛人、その他構成員：北村亜沙子取締役、浦吉修取締役、増田芳宏常勤監査役、澤田景一朗人事総務部長)

## (d) コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する管理体制の強化および遵守状況の確認、法令違反発生時の対応方針の決定、ならびに発生事例および発生原因の情報共有、再発防止策の策定等を行っております。

原則として年4回の定期的な開催に加え、重大な事象が発生した場合にも開催することとしております。また、必要に応じ弁護士等の外部専門家への相談も活用することとしており、法令違反発生時の適切な対応方針の決定および効果的な再発防止策の策定に努めております。

(委員長：北村亜沙子取締役、その他構成員：中野剛人代表取締役、浦吉修取締役、増田芳宏常勤監査役)



(e) リスク管理委員会

リスク管理委員会は、各部門が管理するリスクの管理状況について情報共有を行うことを目的に設置されております。

原則として年4回の定期的な開催に加え、重大な事象が発生した場合にも開催することとしております。

(委員長：北村亜沙子取締役、その他構成員：中野剛人代表取締役、浦吉修取締役、増田芳宏常勤監査役)

(f) 指名・報酬委員会

当社の指名・報酬委員会は、社外取締役 島田 亨、代表取締役社長 中野剛人、常務取締役 北村亜沙子の3名で構成されております。指名・報酬委員会は、取締役の個別の報酬を定めること、および取締役候補者の選定、その他取締役会の諮問を受けた事項について審議・答申を行うため設置し、原則として年2回開催します。

(g) 内部監査

当社の内部監査は、専門部門として、内部監査室を設置しておらず、代表取締役社長の命により内部監査担当者2名が担当いたします。内部監査担当者は、内部監査人として業務部門から独立した立場で当社の業務執行状況を監査し、コンプライアンスの徹底とリスク防止に努めております。内部監査担当者は、自己監査とならないよう、自己が所属している部門以外について内部監査を実施しております。内部監査実施後、作成された監査報告書は代表取締役社長に提出され、改善が必要と思われる事項がある場合、代表取締役社長の意をとりまとめ、改善指示書を被監査部門へ送付します。被監査部門長は、改善指示のあった事項について、その改善状況について内部監査人とおして代表取締役社長に報告し、内部監査人はその改善状況を確認します。

(h) 会計監査人

当社は、太陽有限責任監査法人と監査契約締結し、同監査法人より適時適切な監査が実施されております。継続監査期間は2年となります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、監査役による取締役の意思決定・業務執行の適法性に対する厳正な監査を通じて、経営の透明性と機動的な意思決定に対応できる経営管理体制の維持を図る目的から監査役会設置会社を採用しております。具体的には、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会および会計監査人を設置するほか、迅速な経営上の意思決定の促進と重要事項に関する十分な審議を行うため、経営会議を設置するとともに、日常的に業務を監査する役割として内部監査人を設置しております。

当社では、これらの各機関の相互連携によって、経営の健全性・効率性を確保することが可能となると判断し、現在の体制を採用しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の議決権行使における議案検討時間を十分に確保するため、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主が株主総会に出席できるように、開催日については集中日を避けるように留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後の課題として検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後の課題として検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	今後の課題として検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社コーポレートサイトに掲載することを検討してまいります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な開催を検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	第2四半期および通期の決算発表時（8月および2月を予定）において開催する予定です。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の課題として検討してまいります。	なし
IR資料をホームページ掲載	当社コーポレートサイトにIRページを設け、掲載する予定です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部長を情報取扱責任者とする予定であり、管理本部においてIRを担当する予定です。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主、投資家、取引先、役職員など全てのステークホルダーの皆様に対して、「透明性」、「公平性」、「継続性」のある情報開示を行うため、適時適切に会社情報を開示するのはもちろんのこと、当社の事業活動や業績、経営戦略等をより理解していただき、全てのステークホルダーの皆様からの信頼と正当な評価を得るため、積極的にIR活動に取り組むことが重要であると考えております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後の課題として検討してまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社コーポレートサイトのIRページや決算説明会等を通じて、ステークホルダーの皆様に対する積極的な情報開示を行う方針があります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2022年1月18日の取締役会において「内部統制システムの構築に関する基本方針」を決議し、取締役会その他重要会議により職務の執行が効率的に行われ、法令および定款に適合することを確保する体制作りに努めてまいります。その他、監査役および内部監査担当者が、随時必要な監査手続を実施することで役職員の職務執行状況を監視しております。今後も環境の変化に応じて適宜見直しを行い、より一層の改善・充実を図ってまいります。

内部統制システムの整備状況の概要は、以下のとおりであります。

- a. 当社における取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - (a) 取締役は、企業理念、法令、定款、社内ルールの遵守について自ら範を示しつつ使用人の指導を行う。併せて、取締役会および経営会議等において、法令、定款等に対する違反がないことを確認する。
  - (b) 「財務報告に係る内部統制の基本方針」を遵守して財務報告の適正性を確保するとともに、適切な体制の運用・整備・改善を行う。
  - (c) 「反社会的勢力による被害の防止のための基本方針」を遵守し、反社会的勢力との関係を遮断する。
  - (d) コンプライアンス体制をさらに有効・強固なものとするために、コンプライアンス委員会の活動を継続する。
  - (e) 社内および社外の内部通報窓口を設けてコンプライアンス体制の有効性を高める。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - (a) 職務執行に関する情報は、法令に基づくものに加え「文書管理規程」等の諸規程に従い、適切に保存および管理を行う。
  - (b) 個人情報の管理について、「個人情報の保護方針」に準拠し、関連規程を整備する。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (a) 重要な経営課題については、取締役会規程等の社内規程に基づき、取締役会、経営会議に上

程して、その合理性およびリスクの予測・対応策を審議する。

- (b) リスク管理体制を確保するためにリスク管理委員会を設置し、当社が抱えるリスク状況の把握とその評価、制御等の全社的リスク管理を行い、その実施状況を取締役に報告します。
- (c) リスク抑制のため、決裁者は決裁権限規程に従って関係部署と合議をしたうえで決裁判断をする。
- (d) 日常業務で発生し得るリスクの回避・最小化のため、業務遂行関係規程の充実を図る。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (a) 当社は、組織に関する規程において「組織規程」「決裁権限規程」「職務分掌規程」等の社内規程を定め、職務の執行を効率的に行うために適切な体制を整備、確保する。
  - (b) 取締役会および経営会議を定期的に開催し、取締役の担当業務に関する報告と審議を行う。
  - (c) 可能な限り権限委譲を行い、決裁のスピードアップ・効率化を図る。
- e. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 

当社は、監査役が職務を補助すべき使用人を求めた場合には、その組織・要員を確保する。
- f. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 

監査役が職務を補助すべき使用人を求めた場合には、その補助する使用人の異動、評価等は監査役の意見を尊重したものとし、取締役からの独立性を確保する。

また、監査役が職務を補助する際は、監査役の指揮命令に従う。
- g. 当社の監査役への報告に関する体制
  - (a) 経営課題、主要な申請事項、日常の業務執行状況について、監査役が出席する取締役会、経営会議にて取締役から報告を行う。
  - (b) 主要な申請事項その他社内の重要な事項について、監査役は、随時、関係書類を閲覧し、報告を受けることができる。
  - (c) 取締役は、経営に著しい影響を及ぼすおそれのある事態が発生した場合、職務遂行に関して不正行為・重大な法令違反等の事実が判明した場合には、直ちに、監査役に報告を行う。
- h. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - (a) 監査役に報告を行った取締役および使用人に対し、そのことを理由として不利に取扱わないこととし、その旨を当社の取締役、使用人に周知する。
  - (b) 内部通報窓口に通報したことを理由とした不利益な取扱いを禁止する旨を規程に明記する。
- i. 監査役が職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 

監査役が職務の執行のために必要な費用については、請求時速やかに処理するものとし、必要に応じて事前に支払う。
- j. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (a) 監査役は、経営状況に関する重要な会議および内部統制に関する重要な会合に参加し、意見を述べるができる。
  - (b) 監査役は、必要に応じ、社内各部署に対し、監査に必要な資料の閲覧・提出、質問への回答等、監査への協力を求めることができるものとし、同時に、協力を求められた部署は必ずこれに応じることとする。
  - (c) 監査役は、監査の品質・効率を高めるため、適宜、内部監査担当者および会計監査人と情報・意見交換等の緊密な連携を図ることができるほか、弁護士その他社外の専門家に随時、相談できるものとする。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

### a. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人（いわゆる反社会的勢力）による被害を防止するために、次の基本方針を掲げております。

1. 当社は、反社会的勢力との関係を一切持ちません。
2. 当社は、反社会的勢力による被害を防止するために、警察・暴力追放運動推進センター弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応します。
3. 当社は、反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行います。
4. 当社は、反社会的勢力への資金提供や裏取引を行いません。
5. 当社は、反社会的勢力の不当要求に対応する社員の安全を確保します。

### b. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

#### 1. 社内規程の整備状況

当社では、「反社会的勢力排除に関する規程」を定め、全役職員が本規程を遵守し、反社会的勢力の排除に取り組んでおります。

#### 2. 対応統括部署及び不当要求防止責任者

反社会的勢力への対応を統括する部署は人事総務部とし、対応の責任者は人事総務部長と定めております。

また、反社会的勢力による不当要求への対応に当たっては、役職員等の安全を最優先し、組織的に対応するものとしており、反社会的勢力による不当要求を受けた従業員および担当者は、直ちに担当部門の責任者に当該不当要求について報告するほか、報告を受けた各部門の責任者は、直ちに人事総務部長に報告し、対応について協議することとしております。

#### 3. 反社会的勢力チェック

当社は、取引先・株主・役員・従業員に対して、「反社会的勢力排除に関する規程」に従い、インターネット検索および日経テレコンによる記事検索により、反社会的勢力の属性チェックを実施しております。なお、当該調査の結果、調査先が反社会的勢力に該当またはそのおそれのあるときは、速やかに不当要求防止責任者に報告したうえで、調査先について警察等の外部機関への照会を行い、反社会的勢力であることが判明した場合には、当該調査先と如何なる関わり合いをもたないこととしております。

#### 4. 暴排条項

当社では、取引先等との契約の締結にあたり、以下の暴排条項を盛り込むこととしており、当該条項に違反する事実が判明した場合には、直ちに取引関係等を解消することとしております。

- ・契約の相手方による当該契約の履行に当たり、反社会的勢力と一切の関係を持たないことを求める条項
- ・契約締結後に、契約の交渉相手方が反社会的勢力であることが判明した場合ならびに反社会的勢力が直接または間接的に契約相手方を支配するに至った場合には、契約を解除できる条項

#### 5. 教育の実施

当社は、役職員に対して「反社会的勢力排除に関する規程」の内容を周知徹底するとともに、反社会的勢力への対応等について、定期的な教育および研修を行っております。

## V. その他

### 1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

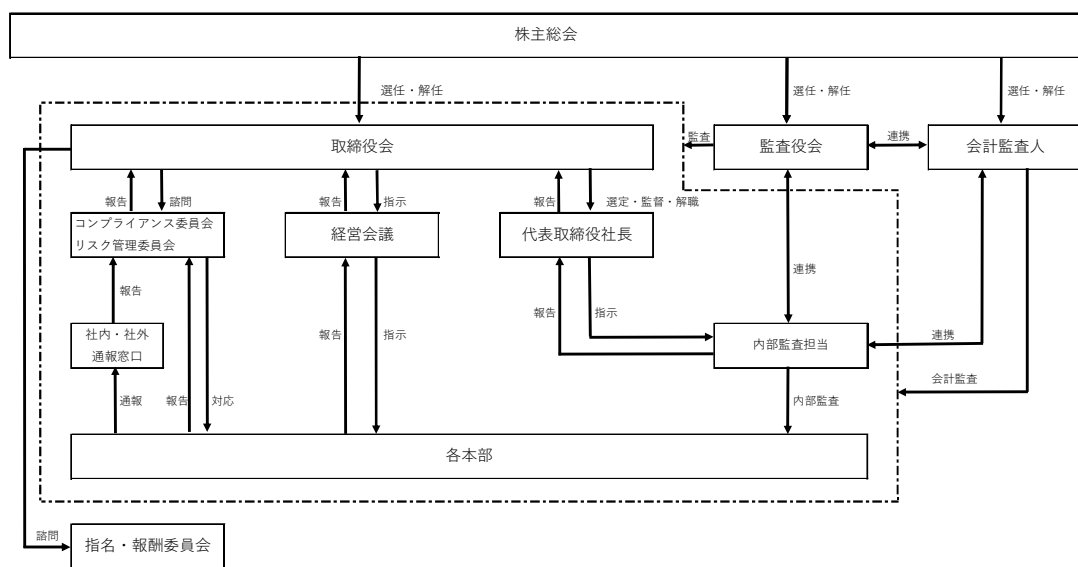
該当項目に関する補足説明

—
---

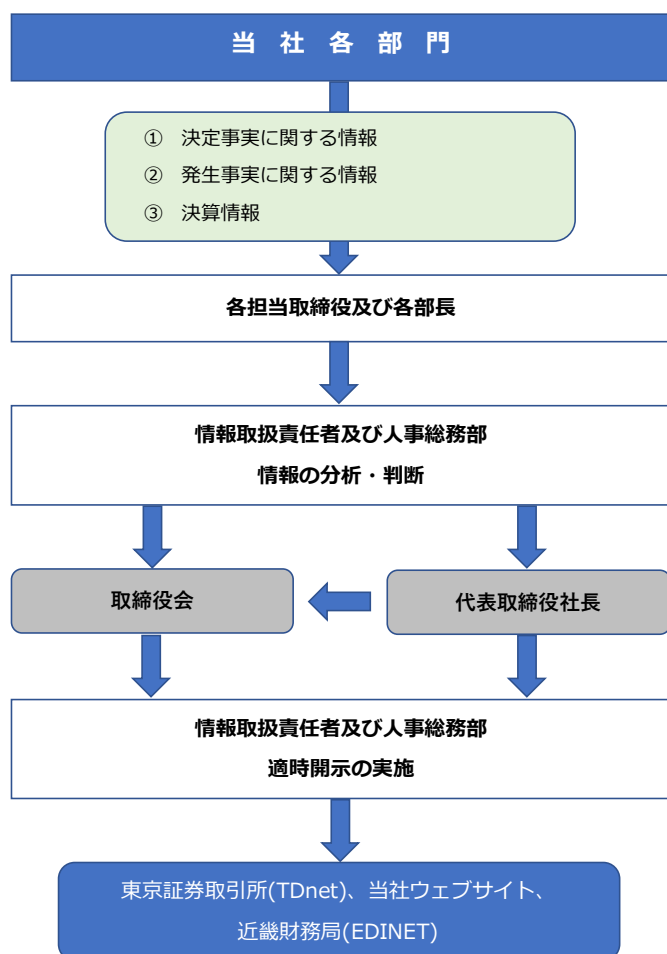
### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

—
---

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



(注) 発生事実に関する情報については、代表取締役社長の決裁後、直ちに開示を行い、取締役会への報告は事後になります。

以上